

令和5年12月

第12回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 防災会議室2・3

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主事	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

- | | | |
|------|-----|---|
| 議案第 | 3号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 議案第 | 4号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| 議案第 | 5号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第 | 6号 | 現況証明の発行可否について |
| 議案第 | 7号 | 買受適格証明の発行可否について |
| 議案第 | 8号 | 農地改良協議に対する同意について |
| 議案第 | 9号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 | 10号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 | 11号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| 議案第 | 12号 | 非農地の決定について |
| 日程第3 | 報告第 | 1号 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第 | 2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について |
| | 報告第 | 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 | 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 | 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 | 6号 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 | 7号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第 | 8号 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第 | 9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和5年第12回農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

総会の開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。お忙しいところ、御苦勞様でございます。

令和5年第12回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。今年を振り返ってみますと、6月の大雨による荃崎地区を中心とした水田の冠水被害や全国的にいろいろな被害をもたらした台風等、我々農業者にと

っても厳しい一年だったと思っております。来年は、良い年となりますようお願いいたします。本日は、御苦労さまです。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条に基づきまして、飯野会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第12回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和5年第12回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席20番市村元則委員、議席21番蛭原 昇委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長をお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る 12 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 2 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 1 番、2 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る 12 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 4 番については、水稻・野菜・ソバ・果樹を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 5 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 6 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 7 番、8 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

提出番号 9 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 10 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 3 番から 10 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る 12 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、県外に本店を置き、申請地の隣接地に事務所を構え、肥料製造業を営む法人です。今般、試験研究目的のために申請地を借り受けるものです。

提出番号 12 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 11 番については、農地法第 3 条第 2 項ただし書きに該当するため、12 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る 12 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 13 番については、申請者は水稻と芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 13 番から 15 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る12月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、申請地には水稲・野菜を作付けする予定です。

提出番号17番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号19番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号16番から19番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号21番、23番については、同一申請人のため一括して説明します。

申請者は、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号22番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号21番から23番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から19番、21番から23番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から19番、21番から23番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から19番、21番から23番について、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号20番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉田委員の退席を求めます。

（吉田新一委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号20番について、飯岡委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯岡 勉委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、ハスを作付けしている農家で、申請地にはハスを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号20番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号20番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号20番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号20番について、飯岡委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号20番について、許可することに決定いたします。

吉田委員の復席を求めます。

（吉田新一委員 復席）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和5年1月16日付つくば農委指令第2号をもって農地法第4条の許可を受け、営農型太陽光発電施設とするため、許可を受け工事完了しましたが、パネルを支える支柱部分の施工不良により強度が足りないことから、支柱面積を拡張し補強するため、事業計画を変更申請するものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 2 号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 3 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る 12 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農用地区域内農地です。

申請者は、農業と発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をされたものです。下部農地には引き続きミョウガを栽培する予定で、許可期間については許可日から 3 年間の一時転用となり、発電施設撤去時の資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農用地区域内農地です。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設において支柱強度が足りないことから、支柱面積を拡張し補強するため、営農型太陽光発電施設用地として申請されたものです。下部農地には引き続き牧草を栽培する予定で、許可期間については許可日から令和8年1月15日までの一時転用となり、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番、3番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第3号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを

議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和5年1月16日付つくば農委指令第3号をもって農地法第5条の許可を受け、営農型太陽光発電施設とするための許可を受けましたが、パネルを支える支柱部分を補強するべく、支柱面積を拡張するため事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第4号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。4条の事業計画変更の方で、当初許可面積が0.95平方メートルで支柱を補強した後の許可申請面積が0.99平方メートルになっているので、今般拡張する支柱の面積部分は0.04平方メートルと判断しておりますが、5条の事業計画変更の申請では、支柱を補強するための拡張面積について教えていただきたい。

議 長（飯野 和男）

事務局のほうでお願いします。

事務局（廣引係長）

お答えいたします。

5条の計画変更申請についてですが、次の議案であります、5条の許可申請のほうで改めて御審議していただく予定ですが、許可申請面積のほうが合計で3.71平方メートルとなっております。こちらに関しましては、支柱を地面に施工する際、支柱を支えるために打

設したボルト部分と支柱との間にずれが生じている箇所が多数確認されたため、打設したボルトの部分の面積に合わせるべく、事業計画変更がなされたものでございます。

4条に関しましては、施工上のずれの箇所が少なかったのですが、5条に関しましては、合計で67箇所にてずれが生じていたことから、当初許可面積と今般の事業計画変更の申請面積に大きな差が生じたものとなっております。

以上でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第4号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号6番については議事参与の制限案件に該当しますので、6番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る12月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。事業の拡大のため申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上、550Wパネルを444枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。資金については自己資金で賄います。

提出番号3番については、農用地区域内農地です。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設において支柱を補強するべく支柱面積を拡張するため、申請地を借り受け、営農型太陽光発電施設用地として申請されたものです。下部農地には引き続き牧草を栽培する計画で、一時転用期間については許可日から令和8年1月15日までの一時転用となり、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で美容室を経営しておりますが、既存店舗を管理しているテナントオーナーより退去を求められたことから、申請地を取得し、新たに美容室として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整ってお

ります。

提出番号 7 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 8 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、同一大字内で建設業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、土砂 1,000m³、砂 100m³、碎石 100m³を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 9 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、県外で保育園を経営している法人です。今般、申請地の近隣で保育園を開園することになりましたが、職員用駐車場が不足することから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をブロックで囲い、出入り口部分はアスファルト舗装し、それ以外は碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通乗用車 61 台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 10 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在居住している家を子供に譲り渡し、新たな住居を建築するべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 11 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 2 番から 5 番、7 番から 11 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第 1 種農地の例外許可規定及び第 2 種農地と第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荻崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る 12 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 12 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人及び県外で不動産業を営む法人です。今般、申請

地を取得し、建て売り住宅用地として1区画を販売する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、転勤を機に申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号12番、13番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、妻の実家で両親と住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号14番から16番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、既存の資材置場が手狭になり業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石25m³、コンクリートブロック1,000個、バックホー4台等を置く計画で、資金については自己資金で賄う計画です。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要となったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。令和5年12月20日から令和6年5月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、整地後、出入口部分を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、山砂130m³、碎石70m³、2tトラック2台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と隣接する市街化区域内に営業所を構え、旅行業及びバスによる旅客運送業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い既存の駐車場が手狭になり、業務に支障を来していることから、申請地を譲り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、大型バス10台と中型バス6台の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う計画です。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内で自動車修理業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い既存の車両置場が手狭になり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、車両置場用地として申請するものですが、申請地の一部を既に無断で使用してしまっていることから、始末書付きの申請となっております。

許可後の利用方法は、全面アスファルト舗装し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車30台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う計画です。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、家族の増加に伴い既存宅地が手狭となってきたことから、申請地を取得し、新たに離れの居宅を建築すべく、自己用住宅用地の敷地拡張として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号17番から21番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の提出番号1番から5番、7番から21番の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号の提出番号1番から5番、7番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号の提出番号1番から5番、7番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から5番、7番から21番は、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号6番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

（雨貝洋子委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号6番について、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号6番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号 6 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号 6 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 6 番について、小川委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 6 番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

（雨貝洋子委員 復席）

議案第 6 号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る 12 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況

となっています。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態であり、再生利用が困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、20年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前から宅地への進入路として利用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号５番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る１２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号６番については、２０年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号７番については、平成２９年４月１３日付つくば農委指令第１号をもって農地法第３条の許可がなされており、現在も引き続き農地として利用されていると判断いたしました。

以上のことから、提出番号７番については、非農地証明の範囲に該当しないとの結論になりました。

提出番号６番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。

提出番号７番については証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号７番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号７番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号７番については、加園委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号、提出番号７番は、証明発

行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番から6番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。提出番号4番について質問させていただきます。こちらの申請人は被保佐人と記載されており、恐らく認知症や精神疾患等により自分で御判断されるのが難しい方なのではないかと思われませんが、保佐人の方は、弁護士若しくは司法書士の方なのでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局のほうでお願いします。

事務局（廣引係長）

お答えいたします。

保佐人の方の職業は、司法書士という肩書になっております。

また、保佐人に関しましては、当該事案を管轄する家庭裁判所で保佐開始の決定がなされていることを、申請書に添付された書面で確認しております。

以上でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、提出番号1番から6番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から6番について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 現況証明の発行可否についての提出番号1番から6番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 7 号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 7 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を実施しておりますので、加園委員より調査結果の報告をお願いいたします。

加園秀信委員

去る 12 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、水稻・芝を作付けする農家で、公売参加予定地には水稻・芝を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号 1 番については、農地法 3 条 2 項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 7 号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員、お願いします。

遠藤道夫委員

筑波地区の遠藤です。適格証明の今ありましたけれども、この■■■■さん、芝の栽培を中心にされている方で、直近数年でも農地をたびたび購入されておりますが、大半が耕作放棄地の状態で管理が行き届いていないように見受けられます。また、農地に建設重機やトラック等を置くなどして無断転用している状況でもあることから、それらの車両を撤去し農地に復元した後に証明書を発行するという条件を付してもらいたい。

議 長（飯野 和男）

事務局のほうでお願いします。

事務局（天貝課長）

ただいま、遠藤委員さんから、条件付きで証明書を発行していただきたいというような意見が出ましたので、会長のほうで委員の皆様にお諮りをいただきまして、異議がないようであれば、条件付きで証明書を発行することに決定という流れになるかと思います。

議 長（飯野 和男）

遠藤委員から意見が出ました提出番号1番につきまして、申請者の所有する農地に置いてある、建設重機やトラック等を撤去した上で、農地に復元してから、証明書を発行するというので、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号1番につきましては、申請者の所有する農地に置いてある、建設重機やトラック等を撤去した上で、農地に復元してから証明書を発行するということに決定いたします。

なお、議案書に記載のとおり、当該買受適格証明書の交付を受けた者が落札人となり、当該許可の申請書を提出した場合には、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することといたします。

議案第8号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第8号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、加園委員より調査結果の報告をお願いいたします。

加園秀信委員

去る12月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便性の向上を図るため、湿田解消を目的とした盛土をするものです。上横場地内にある山林の土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第8号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号について、加園委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農地改良協議に対する同意については、同意することに決定いたします。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書21ページになります。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年11月17日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号17番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区2件、谷田部地区9件、荃崎地区1件、桜地区5件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 9 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書24ページになります。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年11月20日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号 1 番、大穂地区で10年間の使用貸借権を設定するものです。

以降、提出番号 4 番まで議案書記載のとおりとなり、大穂地区 3 件、筑波地区 1 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 1 番、3 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号 2 番、4 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号 2 番、4 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 2 番、4 番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号、提出番号 2 番、4 番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号 1 番、3 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 1 番、3 番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号 1 番、3 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、3 番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号、提出番号 1 番、3 番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用
集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書25ページになります。

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年11月20日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で8年1か月間の賃借権の設定を行うものです。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議案第12号 非農地の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第12号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書26ページになります。

議案第12号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から発送いたしました。承諾を頂いた土地25筆、計1万4,581㎡を、農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定するものです。

以上について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第12号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第12号の非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から9号についてですが、内容は議案書27ページから49ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第9号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第9号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議長（飯野 和男）

その他報告ですが、先月18日に実施しました農業後継者結婚支援事業について、農業担い手対策専門委員会の飯島委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

去る11月18日に、二の宮にあるイタリアンレストランを貸し切って、農業後継者のためのカップリングパーティーを開催しました。

当日は、男性7名、女性6名の合計13名が参加し、食事をしながら参加者同士で交流を深め、1組のカップルが誕生しました。

委員の皆様には、参加の呼びかけ等、御協力していただき、誠にありがとうございました。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、毎年1月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より報告をお願いいたします。

青木道子委員

情報提供専門委員会より、「農委だよりつくば」第60号について報告いたします。

今回は、農地等利用最適化推進施策の意見書提出に関する記事のほか、鳥獣被害対策や農業災害への備えに関する記事などを掲載予定です。このほか、前号に引き続き、市内の若手就農者のインタビュー記事を掲載しております。今後も連載を予定しておりますので、取材先に心当たりがございましたら、情報提供をお願いいたします。

記事内容は既に最終校正の段階ですが、お気づきの点がございましたら、事務局までお知らせください。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上をもちまして、専門委員会からの報告も終わりましたので、これをもちまして令和5年第12回総会を閉会といたします。

【午後2時50分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員